さらに，対策本部又は関係地方公共団体等の要請に基づき，職員及び専門家の現地への派遣，対策本部，武力攻撃事態等現地対策本部及び武力攻撃原子力災害合同対策協議会等への職員の派遣を行う。

第４章第５節２⑵中イからオまでを削り、カをイとし、キを削る。

第４章第５節３⑴の見出しを削り、同節３⑵を削る。

厚生労働省国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく厚生労働省の国民の保護に関する計画（以下「厚生労働省国民保護計画」という。）を次のとおり変更したので公表する。

平成 25 年３月 27 日

厚生労働大臣　田村　憲久

厚生労働省国民保護計画の一部を次のように変更する。

第４章第３節⑷①の３つめの○を削る。

第４章第４節１の１つめの○を次のように改める。

○　厚生労働省健康局は、遺体の搬送及び埋葬又は火葬の支援について、必要に応じ、被災地の近隣都道府県に対して、被災都道府県への協力を要請する。また、大規模搬送が必要な場合には、被災都道府県と連携を図りつつ、関係省庁及び関係団体に対し協力要請する。

経済産業省、資源エネルギー庁及び中小企業庁国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく経済産業省、資源エネルギー庁及び中小企業庁国民保護計画の全部を次のとおり変更したので、同法第33条第５項の規定に基づき公表する。

平成 25 年３月 27 日

経済産業大臣　茂木　敏充
資源エネルギー庁長官　髙原　一郎
中小企業庁長官　鈴木　正徳

経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁国民保護計画

目次

第１章　総則
　第１節　計画の目的
　第２節　用語の定義
　第３節　防災基本計画及び経済産業省防災業務計画との関係
　第４節　計画の見直し
第２章　実施体制の確立
　第１節　平素における組織・体制等の整備
　第２節　武力攻撃事態等における活動体制の確立
第３章　国民保護措置の実施
　第１節　国民保護措置の実施に関する基本方針
　第２節　住民の避難及び避難住民等の救援に関する措置
　第３節　武力攻撃災害への対応措置
　第４節　国民生活の安定に関する措置
　第５節　訓練及び備蓄

農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく農林水産省、林野庁及び水産庁の国民の保護に関する計画（国民保護計画）を次のとおり変更したので、同条第７項において準用する同条第５項の規定に基づき、公表する。

平成 25 年３月 27 日

農林水産大臣　林　　芳正
林野庁長官　沼田　正俊
水産庁長官　本川　一善

農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画の一部を次のように変更する。

第１章第２節２⑶中「第２編第１章第５節２⑵」を「第２編第２章第１節１⑺②」に改める。

第１章第２節３⑵の１つめの○中「同法施行令」を「細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律施行令」に改める。

第１章第２節５の２つめの○中「農林水産省は」の次に「、原子力規制委員会」を加える。

第２章第１節４の４つめの○、第２章第２節１⑵の１つめの○及び第２章第２節１⑶１つめの○中「同法」を「国民保護法」に改める。

第４章　武力攻撃原子力災害への対処
　第１節　武力攻撃原子力災害への対応措置の実施に関する基本方針
　第２節　武力攻撃原子力災害時の組織・体制等の整備
　第３節　武力攻撃原子力災害への備え
　第４節　武力攻撃原子力災害への対応措置
第５章　緊急対処事態への対処
　第１節　緊急対処事態における活動体制の確立
　第２節　緊急対処保護措置の実施方法
（別表）　国民保護法施行令第28条第10号に規定する生物剤及び毒素

第１章　総則

第１節　計画の目的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第33条第１項及び第182条第２項の規定に基づき、経済産業省、資源エネルギー庁及び中小企業庁（以下「経済産業省」という。）の所掌事務に関し、武力攻撃事態等における国民保護措置の内容及び実施方法その他国民保護措置の実施に必要な事項を定め、もって武力攻撃事態等における国民保護措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

第２節　用語の定義

この計画において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ以下のとおりとする。

・武力攻撃事態等　武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態
・武力攻撃事態　武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）第２条第２号に規定する武力攻撃事態
・武力攻撃予測事態　事態対処法第２条第３号に規定する武力攻撃予測事態
・緊急対処事態　事態対処法第25条第１項に規定する緊急対処事態
・武力攻撃　事態対処法第２条第１号に規定する武力攻撃
・武力攻撃災害　国民保護法第２条第４項に規定する武力攻撃災害
・国民保護措置　国民保護法第２条第３項に規定する国民の保護のための措置
・緊急対処保護措置　国民保護法第172条第１項に規定する緊急対処保護措置
・武力攻撃原子力災害　国民保護法第105条第７項第１号に規定する武力攻撃原子力災害
・武力攻撃事態等対策本部　事態対処法第10条第１項の武力攻撃事態等対策本部
・武力攻撃事態等現地対策本部　国民保護法第24条第２項の武力攻撃事態等現地対策本部
・緊急対処事態対策本部　事態対処法第26条第１項の緊急対処事態対策本部
・指定行政機関　事態対処法第２条第４号に規定する指定行政機関
・指定公共機関　事態対処法第２条第６号に規定する指定公共機関
・指定地方行政機関　事態対処法第２条第５号に規定する指定地方行政機関
・指定地方公共機関　国民保護法第２条第２項に規定する指定地方公共機関
・生活関連等施設　国民保護法第102条第１項の生活関連等施設

第３節　防災基本計画及び経済産業省防災業務計画との関係

この計画に定めるもののほか、経済産業省が実施する武力攻撃事態等における国民保護措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置については、防災基本計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第８号に規定する防災基本計画をいう。）及び経済産業省防災業務計画（平成13・01・06企第５号）の定めの例により行うものとする。

第４節　計画の見直し

この計画は、社会経済情勢の変化等を踏まえ、随時見直しを行い、必要に応じ、これを変更するものとする。計画の変更に当たっては、組織変更に伴う場合その他の軽微な変更である場合を除き、関係する行政機関の意見を聴く等、広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。